

## O-50/60 運営要綱

### (1) 主旨

近年、シニアサッカーリーグを運営している各地域において、生涯スポーツへの意識の浸透に伴い、選手の高齢化に加え、新たに参加する高齢選手が増加している。より安全に充実したゲーム楽しむために、こうした選手を対象にした別カテゴリーを足立区シニアリーグ内に新設する必要がある。現状では足立区社会人部協会内に該当するチームを多数参加させることは難しいことも想定されるので、当面、足立区サッカー協会社会人部 O-35 が主体となり、本趣旨に賛同する他地区における、本リーグの参加資格を有するチーム(参加資格参照)の参加をもって運営してゆくものとする。また、本リーグは、将来、各地域単独で該当カテゴリー(O-50&60)を運営できる基盤が整備された場合、参加チームの合意によって発展的に解散するものとする。

### (2) 主管

前年度から引き続き足立区サッカー協会社会人部 O-35(以下社会人部)が担当する。将来は各参加チームの代表による O-50/60 リーグ運営委員会がこれにあたるものとする。

### (3) 運営

原則、社会人部 O-35 運営規定第9条「競技の運営・設営」における「社会人部 O-35 運営マニュアル」に則って運営する

### (4) 参加資格

原則として O-50 は 50 歳以上、O-60 は 60 歳以上で、スポーツ傷害保険に加入している選手によって構成されたチームであること。参加者資格審査については、当面、各チームの自主的判断に任せるが、リーグ運営体制が整備され次第、リーグ開始前に参加リスト提出し、運営会議の承認を持って完了とする。尚、足立区所属チームは、足立区サッカー協会の登録者によって構成されるものとする。当面は過渡期的処置として O-50 は4月1日時点で満年齢47 歳以上であることとする。O-60 は4月1日時点で満年齢 57 歳以上であることとする。チームの新加盟については、運営会議にて協議の上参加の可否を決定する、また O-60 においては女子の参加も可とする

### (5) 競技要綱・競技方法

リーグ戦は年間1回戦総当りのリーグとし、勝点は勝3点、引分1点、負0点とする。棄権は0対3の敗戦とし、勝点-3点。試合時間は特にことわりのない限り、50 分間とする。

### (6) メンバー表の提出(助っ人について)O-50限定

- ① 競技チームは試合開始 30 分前までにメンバー表を審判担当(本部)に提出し、メンバーチェックを受ける
- ② 助っ人を依頼する場合は手書きとし、報告書に各チームの助っ人数を毎回記入し、年間の回数を事務局にて集計する
- ③ 助っ人は11人に満たない場合に限り、一試合3人まで、また足立区登録選手の中で同カテゴリー(O-48)からとする。

年に数回助っ人を依頼したチームには、翌年以降の改善を促すよう勧告し、指導、確認を行う。

### (7) 選手登録

原則、足立区サッカー協会社会人部 O-35 の登録選手とする、その他区からの参加においては O-50/60 リーグ運営委員会にて決定する

(8) 選手交替

- ① 交替人数はフリーとする。交替退場者も再入場可(自由な交代)
- ② どこから退場しても良いが退場後は速やかにユニフォームを脱ぐ。
- ③ 交替はアウトオブプレー時、交替者が退場した時に本部前から入場する。
- ④ 審判・本部担当は参加各チームが持ち回りで担当する。年間スケジュールに対戦チーム名とともに明記される。

(9) 試合結果の報告・記録

第1試合の審判(本部)担当チームは全試合の結果報告書を用意し申し送りし最後の試合の審判(本部)担当チームが翌週の水曜日までに運営委員会(事務局)に結果を、メールにて報告する。  
事務局はこれを記録し保管する。

(10) 罰則・退会

主管である足立区社会人部 O-35 運営委員会にて協議の上、対象選手あるいはチームに相当する罰則が与えられ、必要なら退会を申し渡す。

(11) 棄権・警告・退場

やむをえない理由により棄権する場合は事前に事務局に申し出る。  
警告、退場については担当審判の判断にゆだねる。  
スライディングタックルの禁止。=>直接フリーキック

(12) 競技規則

「基本的」に社会人部 O-35 運営規定第三章第 5 条に則る

(13) 試合の成立

選手が10人未満のチームは棄権扱いとし不戦敗(0-3、勝ち点-3)とする。  
助っ人を採用した場合はこの限りではない。

(14) 大会

- ① O-50/60シニアリーグ→参加チームの総当り。
- ② O-50/60トーナメント大会→リーグ参加チームによるトーナメント

(15) 連絡先

- ① O-60リーグ運営委員長 高橋 鉄也  
携帯番号 090-3499-0235  
メールアドレス takahashitt@narasaki.co.jp(会社) takarssy@aurora.ocn.ne.jp(自宅)  
携帯メールアドレス tetsu-tmrssy0604@docomo.ne.jp
- ② O-50リーグ運営委員長 岩崎 光宏  
携帯番号 090-7232-2727  
メールアドレス mitsuhiro\_iwasaki15@fla.go.jp(会社)  
携帯メールアドレス mitsu\_s08.y11@docomo.ne.jp
- ③ 社会人部運営委員長 関根 滋  
携帯電話 090-6508-0628  
メールアドレス s.k-sige.7@tbm.t-com.ne.jp

(16) 参加費

O-50 各チーム 25,000 円 O-60 各チーム 10,000 円

## 改定履歴

版番	制定・改定日	主な改訂箇所・理由
1	2013.10.31	新規制定
2	2018.04.01	内容を精査して改定
3	2019.04.01	壮年部加盟規定:第4条 申請(振込)期日の追加 第9条 事業協力誤字修正 従事当番者への手当て追加 壮年部運営規定: 2部(二部) 代表(選抜)活動運営規定:年齢(年令) エンジョイリーグ(50・60)運営要綱: 競技規則、第7条から第5条へ変更 事務局「高橋鉄也」へ変更 参加費:エンジョイリーグ50参加費改定
4	2020.4.1	エンジョイリーグ(50・60)運営要綱 (6)メンバー表の提出(助っ人について)O-50 限定 ①～③を追加 (13)試合の成立 助っ人についての例外を追加
5	2021/4/1	加盟規定 第1条 登録資格 4月1日時点で満年齢34歳以上に変更 運営規定 第2条 リーグ編成 5項非常時を追加 第5条 1項 リーグ編成を削除 代表(選抜)活動運営規定 第1条 登録資格 2項変更 エンジョイリーグ(50・60)運営要綱 (4)参加資格変更 O-50 は4月1日時点で満年齢47歳以上 O-60 は4月1日時点で満年齢 57歳以上
6	2023/4/1	新体制対応 壮年部を社会人部 O-35 に変更 加盟規定 第1条 登録資格 4月1日時点で満年齢37歳以上に変更 第3条 顔写真 条件追加 運営規定 スライディングタックルの再開を追加 O-50/60 運営要項 エンジョイを O-50/60 に変更 FAX を削除
7	2024/4/1	O-50/60 運営要項 役員と連絡先変更